

円滑なお取引のために ご協力ください

新鮮で正確な情報流通を通じて、皆さまの業務をサポートするため、関連法規や当社ネットワーク上のルールなどをお届けします。

TOPIC
1

【誤認防止】正しい情報での登録を!

エンドユーザーは不動産会社さまに正確な物件情報の提供を求めています。物件の登録時や更新時には以下の点にご注意の上、正しい情報で公開いただきますようお願いいたします。

ご注意ください内容

■金銭に関する内容

賃料や敷金・礼金、売買価格などが
変更になっていませんか?



金銭に関する取引条件はエンドユーザーにとって重要な情報です。変更があった際は速やかに修正してください。

■設備に関する内容

実際に備わっている設備が
あらかじめご確認を!



「4階建てマンションだからエレベーターはついているだろう」といった思い込みから登録してしまい、実際には備わっておらず、ご指摘をいただくケースがあります。

■建築年月の登録について

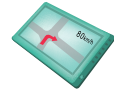
建築年月が不明な場合は
以下をご確認ください!



登記簿や固定資産課税台帳に建築年月の記載がない場合はオーナーなどに確認し、判明している最も古い建築年月を登録の上、備考欄に「築●年以上(詳細不明)」と記載してください。

■徒歩所要時間の登録について

道路距離80mにつき1分を要するもの
として算出してください!



1分未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げて1分としてください。

例) 道路距離360mの場合

$360(m) \div 80(m) = 4.5(分) \Rightarrow$ 徒歩所要時間5分

TOPIC
2

景品類の提供に関する登録について

「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」(景品規約)では、取引に付随して景品類を提供する際のルールを定めています。今回は、よくあるお問合せを紹介いたします。

よくあるお問合せ

Q 当社媒介の賃貸物件について「成約した方に、もれなく500円分の商品券をプレゼント」と表示できますか?

A 成約した方にもれなく景品を提供することは、総付景品にあたります。総付景品の限度額は取引価額(今回は手数料報酬限度額)の10%または100万円のいずれか低い額の範囲内です。賃料5,000円以上の取り扱い物件であれば問題ありませんので、以下のように表示してください。
例) 成約した方に商品券500円分をプレゼント

※景品類の提供に関する詳しい内容は、上記の加盟店専用サイトログイン後ページ下部の「Q&Aよくある質問(キーワード検索で「景品」と検索)」やATBB(不動産業務総合支援サイト)のページ下部の「業務ツール」→「広告作成のご案内」をご覧ください。

ホームページでよくある質問をご紹介します

加盟店専用サイトでは「Q&Aよくある質問」をご用意しています。景品提供に関するQ&Aもありますので、ぜひご活用ください。



- ★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。
*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社マイナビ、株式会社LIFULL、株式会社リクルート
- *同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/
- ★上記TOPICは、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用規約」の細目規定として適用しています。

2019年5月

●お問合せは「営業担当」または下記までお願いいたします。

カスタマーセンター  0570-01-1967 または Tel.045-330-3410